

実施計画変更認可申請の状況および今後の申請予定

No.	件名	変更箇所	申請日	申請番号	重複状況	補正申請の要否	対応状況
1	2号機PCV内部調査について	・V 本文 添付2, 添付3, 添付7(新規記載)	H30.7.25 R2.9.9 R2.10.15 R2.11.19	廃炉発官30 第139号 廃炉発官R2 第95号 廃炉発官R2第 151号 廃炉発官R2第 188号	と重複	否	<p>○10/21に面談を実施し、頂いたコメントについては、補正申請にて対応。</p> <p>○11/17に面談を実施し、</p> <p>○11/25に以下のコメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災に係る対応(検知、緩和策、消火)について説明すること。 ・内部被ばくの対策(作業員の装備と隔離部屋内の空気置換の効果)について説明すること。 <p>○11/19補正申請。</p> <p>【経緯】</p> <p><2018></p> <p>○7/25に変更認可申請、初回面談実施。1号機と同様のコメントをいただいており、9/13に面談にて回答。</p> <p>○下記コメントについて、9/27面談にて回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2重シールド部の構造と漏えい有無の確認方法を示すこと。原子炉建屋エリアのダストについて、局排要否の判断基準を示すこと。 ○10/31に面談実施。下記コメントをいただいており、10/18に面談にて回答。 ・局所排風機の吸い口をどこに置くか、各作業ステップの特徴から主旨を説明すること。バウンダリの損傷検知の手法について(2重リング間の圧力監視、ダスト監視)、使い分ける思想を説明すること。 <p><2019></p> <p>○1/18に補正および面談実施。</p> <p>○1/18面談にて下記コメントをいただいており、1/30の面談にて回答。一部未回答の内容について2/15に面談にて回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中断を判断するダスト濃度基準。調査終了後のバウンダリ設備をどういった形で残すのか。 ○4/3に下記コメントをいただいており、4/18の面談にて回答。 ・面談資料「著しい漏えいがないこと」について、「漏えいがないこと」との違いを定量的に説明すること。 ・バウンダリ機能について、説明すること。各部屋との接続について、設計の詳細を説明すること。窒素加圧と空気置換について、使用気体を使い分けられている考え方を説明すること。 ・今回の調査の目的と調査事項について、その詳細を説明すること。 ・内部調査時の窒素封入について、その目的や封入量など、その詳細を説明すること。 ・被ばく低減対策については、1号機の内部調査の申請の説明に準じ、説明すること。 ○1号と同様に被ばく評価の見直しを実施中。別途補正を提出予定。 ○4/18の面談にて下記コメントをいただいており、4/19に回答。 ・ペデスタル内複数箇所にガンマ線量率を測定し、堆積物表面のガンマ線量率を評価すること。 ○4/26に下記コメントをいただいており、5/22の面談にて回答。 ・γ線の測定のため、どんな測定器を使用するのか、どの箇所を測定するのか説明すること。 ○5/22、6/25の面談にて下記コメントをいただいており、8/28の面談にて回答。 ・少量サンプリングをどこから、どのようなものを採取するのか説明すること。 ・バウンダリが機能しなくなった時の対応策について説明すること。 ○線量評価の対応状況について、8/28の面談にて説明。 ○3/26の面談にて、「AWJによるダスト飛散に係るデータ拡充試験の状況」を説明。 ○6/18に面談を実施。 ○線量評価について、評価の取り纏めを完了。 ○7/30面談実施し、以下のコメントを頂いており、9/10の面談にて回答済み。 ・PCV内部調査に用いる設備の耐震性を説明すること。 ・アームの実機投入に際し、事業者としてどのような検証や管理を実施し、現場に適用するのか説明すること。 ○9/9に補正申請 ○9/28の面談にて、以下のコメントを頂いており、10/2の面談にて回答済み。 ・作業員の被ばく低減について、具体的に説明すること。 ○9/3/9/10面談を実施し、以下のコメントを頂いており、9/28、10/7、10/13の面談にてコメントを回答済み。 ・2号機でのAWJ作業中ダストの監視方法について説明すること。 ・作業ステップの変更に伴う閉じ込め機能の確保について説明すること。 ○10/2の面談にて、以下のコメントを頂いており、10/7、10/13面談にて回答済み。 ・作業員一人あたりの計画線量を示すこと。 ○10/15補正申請。 ○10/13面談にて、以下のコメントを頂いており、10/21の面談にて回答済み。 ・排気の監視については、PCVとR/Bからの監視と、作業エリアの監視の2つがあることから、それぞれの監視の考え方を説明すること。 ・接続構造に設置しているN2バーゼラインについて、どのような設計かを説明すること。 ・X6ベネの構造強度について説明すること。
2	減容処理設備の設置	・目次 ・II 1.8 本文 2.46(新規記載) 本文、添付1～14 ・III 第1編 附則 添付1 添付2 ・第2編 附則 添付1 添付2 ・第3編 2.1.3 2.2.2 2.2.4	R1.12.2 R2.9.16	廃炉発官R1 第149号 廃炉発官R2 第80号	No.3.6.7 No.3.4.6.7.9.10 No.3.4.6.7 No.3.6.8.14 と重複	要 【記載変更】 【既認可反映】 (原規規発第 2009291号、 2010302号)	<p>○11/17に以下のコメントを含めいくつかコメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効線量の評価条件の妥当性について説明すること。 ○10/8に面談を実施。頂いたコメントについては、補正申請にて対応予定。 ○補正準備中。 <p>【経緯】</p> <p>○12/21に変更認可申請及び面談を実施。</p> <p>○12/13に面談を実施しており、コメントについてその場で回答。</p> <p>○12/2、12/19に下記コメントをいただいており、12/25の面談にて回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差圧異常高と低の基準と設定根拠について示すこと。 ・排気の濃度測定について管理基準値について示すこと。 ・減容処理設備による減容率50%について算出根拠を示すこと。 ・受け入れるガレキの表面線量率平均1mSv/hをどのように担保するのか示すこと。 ・空調設備等の電源系統の維持について、冗長性を持たせるのか、持たせない場合はその理由について説明すること。 ○12/25の面談にて、以下のコメントを頂いており、1/30の面談にて回答。 ・建屋バウンダリとして耐震クラスCとしているが、空調もバウンダリとなると思う。どの範囲まで耐震クラスとしているのか、説明すること。 ○1/30の面談にて、以下のコメントを頂いており、3/9に面談にて回答を行ったが、再検討することとなり、6/15の面談にて回答。 ・受入廃棄物の条件(平均表面線量1mSv/h以下)は、耐震クラスを決めることに関係してくるので、実施計画に記載することも含め検討すること。 ・ベータ線の高い廃棄物の扱いについて、整理し説明すること。 ○6/15の面談にて以下のコメントを頂いており、7/13の面談にて回答。 ・大型金属処理室での作業内容について、詳細に説明すること。 ○7/13の面談にて以下のコメントを頂いており、8/6の面談にて回答。 ・電源の全停によるダスト飛散することを防止するため、排風機設置などの対策の検討を行って頂きたい。 ○8/6面談にて下記コメントをいただいており、9/3の面談にて回答。 ・異常時に建屋外に放射性物質が飛散していないことを確認できるようにすること。 ・ダストモニタに有意な変動があった場合に対応できるようにすること。 ○9/3面談を実施。 ○9/16補正申請。9/17に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。 ○10/29に面談を行い、コメントは頂いていない状況。

3	除染装置スラッジ移送装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> 目次 II 2.5 本文 添付3 2.7 添付2, 添付3 2.47(新規記載) 本文, 添付1~4 III 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.2.2 	R1.12.24	廃炉発官R1 第171号	<ul style="list-style-type: none"> No.2.6.7 No.5.14 No.5.14 No.2.4.6.7.9.10 No.2.4.6.7 No.2.6.8.14 と重複 	<p>要</p> <p>【記載変更】 【既認可反映】(原規規発第2002199号, 2005271号, 20070804号, 2008037号, 2009291号, 20101210号, 2010302号)</p>	<p>○12/24に変更認可申請及び面談を実施。面談にて下記コメントをいただいております、1/28に面談にて下線部について、回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線量評価などの前提条件と考え方を示すこと。 ・運転中の作業員被ばくや廃棄物発生量について、説明すること。 ・海外調達品の品質確保について、説明すること。 <p>○1/28の面談にて下記コメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査の考え方について、説明すること。 ○6/1に面談実施し、コメントは頂いていない状況。 <p>【経緯】 —</p>
4	実施計画Ⅲ第1・2編の第2条に関する変更	<ul style="list-style-type: none"> III 第1編 附則 別添(新規記載) 第2編 附則 別添(新規記載) 	R2.3.30	廃炉発官R1 第258号	<ul style="list-style-type: none"> No.2.3.6.7.9.10 No.2.3.6.7 と重複 	<p>要</p> <p>【記載変更】 【既認可反映】(原規規発第2008037号, 2009291号, 2010302号)</p>	<p>○2F、東通は11/5に申請し、11/12に審査会合にて頂いたコメントについては、補正申請にて対応予定。</p> <p>○1Fの補正時期は、12月上旬までに申請する予定。</p> <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3/30変更認可申請。4/21の審査会合にて、以下のコメントを頂いており、7/9のKKの審査会合にて回答。 ・社長はその役割を果たすだけでなく、結果に責任を負うことが明記されていない。認可するには保安規定条文中にその点の明記が必要。 ○5/28規制委員会に附議され、6/2の審査会合にて規制委員会のコメントを頂いており、7/9のKKの審査会合にて回答。 ・7項目を遵守することを明確にすること。 ・リスクに対する体制と業務フローを明確にすること。 ○7/9のKKの審査会合にて、以下のコメントを頂いており、8/20の審査会合にて回答済。審査会合でコメントは頂いていない状況。 ・「原子力事業者としての基本姿勢」について、社長回答文書と当日の意見交換における議論を守るということを明文化すること。 ・基本姿勢を品質保証の中で履行することを条文中に明文化すること。 ○8/26の規制委員会に附議され、以下のコメントを頂いており、9/17にKK審査会合で回答。 ・「安全上重要な事項をその決定プロセスを含めタイムリーに公表する」ことを保安規定に追記すること。 ○9/23に規制委員会附議。コメントは頂いていない状況。 ○KK側は、10/16に補正申請し、10/30認可。
5	高性能多核種除去設備使用済吸着塔及びサブドレン使用済み吸着材の再利用	<ul style="list-style-type: none"> II 2.5 本文 添付3 添付19 添付30 2.16.3 添付7 2.35 添付11 別冊5 	R2.5.18	廃炉発官R2 第21号	<ul style="list-style-type: none"> No.3.14 No.3.14 No.14 と重複 	<p>要</p> <p>【記載変更】 【既認可反映】(原規規発第2005271号, 20070804号, 2007144号, 20101210号)</p>	<p>○補正準備中</p> <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○5/18変更認可申請。 ○5/22、6/18に面談を実施し、コメントを頂いていない状況。 ○8/25に以下のコメントを頂いており、9/10の面談にて回答済。 ・サブドレン吸着材の再利用について、吸着材を抜き取った容器の扱いについて説明すること。 ・再利用品の交換基準について説明すること。 ○10/16に以下のコメントを頂いており、10/27の面談にて回答済いる状況。 ・使用済吸着材の詰め替え作業における作業環境(防護装備、漏れ防止対策等)を具体的に示すこと。 ・腐食対策、凍結防止対策等の外的要因からの対策を示すこと。
6	放射性物質分析施設第2棟の設置	<ul style="list-style-type: none"> 目次 II 2.48(新規記載) 本文, 添付1~23 III 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.2.2 別冊25(新規記載) 別冊集目次 	R2.5.20 R2.6.30	<ul style="list-style-type: none"> 廃炉発官R2 第22号 廃炉発官R2 第67号 	<ul style="list-style-type: none"> No.2.3.7 No.2.3.4.6.7.9.10 No.2.3.4.7 No.2.3.8.14 と重複 	<p>要</p> <p>【記載変更】 【既認可反映】(原規規発第20070804号, 2008037号, 2009291号, 2010014号, 2010302号)</p>	<p>○10/29の面談にて以下のコメントを頂いており、11/11,11/20に回答済。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不活性ガス消火設備の運用について問題なく消火できることを説明すること。 ○11/6に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、11/20に回答済。 ・閉じ込め機能にあるセルの前後弁を自動化しない理由を説明すること。 ○11/11、11/20に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・消火用のN2ポンペの本数の算出について、根拠を持って説明すること。 ○第85回監視評価検討会(11/16)に頂いた臨界管理のコメントについて、11/20に回答したが、再度説明を求められている状況。 ○11/27面談予定。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○5/20変更認可申請。 ○5/25、6/4、6/16に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、6/30の面談にて回答。 ・燃料デブリ取り出しから分析施設での分析するまでの一連の流れを詳細に説明すること。 ○6/24、6/30、7/2面談を実施し、以下のコメントを頂いており、7/15,7/29,7/30の面談にて回答。 ・外部火災の影響について、説明すること。 ・分析後の廃棄物の扱いについて、説明すること。 ・建物の共振について、問題がないことを説明すること。 ○8/27に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。 ○9/16、9/24、9/30に面談を実施。 ○9/4の面談にて、以下のコメントを頂いており、10/15の面談にて回答済。 ・外部火災の考え方について整理すること。 ・非常用照明の設置要否について、再検討すること。 ○7/15、7/29、7/30面談実施。以下のコメントを頂いている状況。下線部は9/16、10/15、10/21、10/29にて回答済。 ・廃棄物の扱いについて、全体取り纏め説明すること。 ・施設全体の安全設計について、説明すること。 ○10/15の面談にて、以下のコメントを頂いており、10/29の面談にて回答済。 ・非常用照明の設置に関する検討結果(法令との関係や設置場所)について説明すること。 ・臨界警報発生時の対応について説明すること。

7	福島第一原子力発電所規制改正に伴う変更	<ul style="list-style-type: none"> 目次 Ⅲ 第1編 附則 第2編 附則 第3編 1.6 4.1 4.2 	R2.6.29 R2.9.7 R2.11.18	廃炉発官R2 第71号 廃炉発官R2 第120号 廃炉発官R2 第182号	No.2.3.6 No.2.3.4,6,9,10 No.2.3.4,6 と重複	否	○10/6に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。 ○11/18補正申請。 【経緯】 ○9/7に補正申請。 ○9/7に面談を実施し、引き続き面談にて対応。 ○6/29変更認可申請し、併せて面談を実施。以下のコメントを頂いており、9/28の面談にて回答済。 ・規制要求をどのように実施計画に落とし込んだのか整理し、説明すること。 ○9/28の面談にてコメントは頂いていない状況。
8	大型廃棄物保管庫への使用済吸着塔架台他設置	<ul style="list-style-type: none"> Ⅱ 2.45 本文 添付7 添付13 Ⅲ 第3編 2.2.2 	R2.7.22	廃炉発官R2 第79号	No.2.3.6,14 と重複	否	○10/15の面談にて以下のコメントを頂いており、下線部は11/19に回答したが再度説明を求められている状況。 ・初期地盤モデルとして、1F-5・6号機の地盤モデルを使用することの妥当性を説明すること。 ・クレーン本体の耐震評価について説明すること。 ○11/19に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・クレーンが転倒した際の建屋への波及的影響について説明すること。 ○11/26面談予定。 【経緯】 ○7/22変更認可申請及び面談を実施し、以下のコメントを頂いており、9/25の面談にて回答済。 ・架台の構造図、接続方法等を示し、解析モデルの妥当性を説明すること。 ・耐震性評価に用いている応答スペクトルの設定方法を示し、妥当性を説明すること。 ○9/8の面談にて以下のコメントを頂いており、9/25の面談にて回答済。 ・架台の構造図について、基礎固定部及び鋼材接続方法について説明すること。 ○9/25に面談にて以下のコメントを頂いており、10/15の面談にて回答済。 ・架台の耐震評価について静的震度における耐震強度評価を説明すること。
9	1F運転上の制限に係る実施計画Ⅲ章第1編の変更	<ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 第1編 附則 	R2.8.11	廃炉発官R2 第97号	No.2.3.4,6,7,10 と重複	要 【既認可反映】 (原規規発第2009291号、2010302号)	○11/5面談を実施し、技術的なコメントをいくつか頂いている状況。 ・熱バランス評価モデルを用いた長期の温度評価の妥当性について説明すること。 ○12/2面談予定。 【経緯】 ○8/11変更認可申請を実施。8/12,8/27に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。
10	当直体制の見直しに伴う実施計画変更	<ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 第1編 附則 第3編 1.2 	R2.8.18	廃炉発官R2 第99号	No.2.3.4,6,7,9,10 と重複	要 【記載変更】 【既認可反映】 (原規規発第2009291号、2010302号)	○10/28、11/6に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、11/13に面談にて回答済。 ・当直体制見直しに伴い、作業管理G員の人数を規定すること。 ○11/13に面談を実施し、頂いたコメントは補正申請にて対応予定。 【経緯】 ○8/18変更認可申請を実施。8/28に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、9/9、10/9面談にて回答済。 ・当直体制を見直す目的とその妥当性について具体的に説明すること。 ○9/9の面談にて以下のコメントを頂いており、10/9に面談にて回答済。 ・妥当性について、より詳細に説明すること。 ○10/9で面談実施し、以下のコメントを頂いており、10/28、11/6の面談にて回答済。 ・夜間、休祭日のバックアップ体制について、説明すること。 ・当直体制見直し前後における作業量(一人あたり)がどのように変化するか説明すること。 ・作業管理グループの役割について、説明すること。
11	5/6号機サブドレン設備設置 メタルクラッド開閉装置における地絡しゃ断導入に伴う変更	<ul style="list-style-type: none"> Ⅱ 2.7 本文 添付6 2.35 本文 添付1 添付15 Ⅲ 第3編 2.1.2 	R2.8.19 R2.11.26	廃炉発官R2 第100号 廃炉発官R2 第196号	No.15 と重複	否	○10/13の面談で頂いたコメントについては、補正申請にて対応予定。 ○11/26補正申請。 【経緯】 ○8/19変更認可申請を実施。8/20に面談を実施し、コメントを頂いていない状況。 ○10/11に以下のコメントを頂いており、10/13の面談にて回答済。 【5/6号機サブドレン設備設置】 ・5/6号機サブドレン集水設備の基本設計を説明すること。 【M/C開閉装置における地絡遮断導入に伴う変更】 ・全体の遮断器数と、そのうち自動遮断に変更する数がいくつか説明すること。

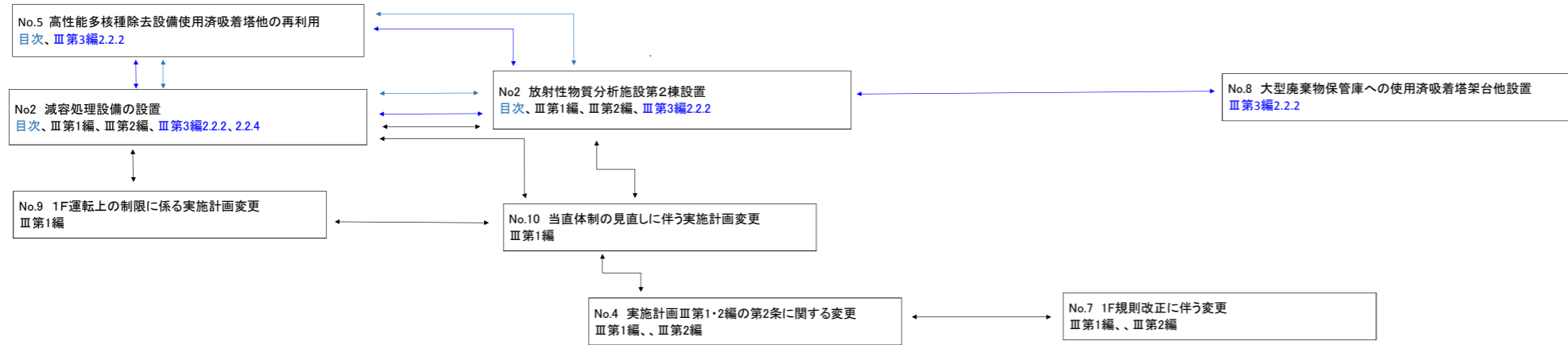
12	放射性固体廃棄物発生量予測の更新	・Ⅲ 第3編 2.1.1	R2.9.3 R2.10.5	廃炉発官R2 第106号 廃炉発官R2 第144号	と重複	否	○10/5補正申請、面談を実施し、コメントは頂いていない状況。 【経緯】 ○9/3変更認可申請を実施。9/9に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。
13	3号機 燃料の取扱いに関する記載変更について 共用プールにおける使用済燃料収納缶(大)の取り扱い 1号機液体窒素貯留および廃液サージタンク撤去	・Ⅱ 2.11 本文 添付1-1 添付1-3 添付8 添付9 2.12 本文 添付9-1 添付9-2	R2.9.29 R2.11.24	廃炉発官R2 第129号 廃炉発官R2 第195号	と重複	否	○10/20面談で頂いたコメントについては、補正申請にて対応予定。 ○11/24補正申請。 ○11/25面談実施し、コメントを頂いていない状況。 【経緯】 ○9/29変更認可申請。 ○9/29に面談を実施。以下のコメントを頂いており、10/20面談にて回答済。 ・大変形用つかみ具と収納缶用吊り具の強度評価について、具体的に示すこと。
14	使用済セシウム吸着塔一時保管施設(第三施設)の変更	・Ⅱ 2.5 本文 添付2 添付3 添付14 2.16.1 添付4 2.16.2 添付7 ・Ⅲ 第3編 2.2.2 ・別冊5	R2.11.17	廃炉発官R2 第178号	No.2.5 No.2.5 No.2.3,6,8 No.5 と重複	否	○11/17変更認可申請、面談を実施。面談にて以下のコメントを頂いている状況。 ・ボックスカルバート192機設置にあたり、ALPSの運転状況やHICが引っ迫することを踏まえて設置時期が妥当であることを説明すること。
15	1～4号機外部電源喪失時における受電に関する変更	・Ⅱ 2.7 本文	R2.11.24	廃炉発官R2 第193号	No.11 と重複	要 【記載変更】	○11/24変更認可申請、面談を実施し、頂いたコメントについては、補正にて対応予定。

No.	件名	変更予定箇所	申請予定時期			備考	認可希望日【社内のみ】
①	作業環境改善に伴う防護装備の運用変更	Ⅲ第3編 3.1	R2.11			【概要】 発電所で働く作業員の負担軽減や廃棄物の低減の観点から、防護装備に関する実施計画の変更を行う。	
②	放射性物質分析施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更	Ⅲ第1編	R2.12			【概要】 第1棟の運用開始に伴い、現行の実施計画の管理対象区域及び管理区域を変更する。	
③	2号機燃料取り出し関連設備の設置 (燃料取扱設備設置、2号機オペレーティングフロアの遮蔽、燃料取り出し用構台設置)	・Ⅱ 2.11 ・Ⅱ 2.15 ・Ⅲ第3編2.1 ・Ⅲ第3編3.1 ・Ⅲ第1編	R2.12			【概要】 2号機使用済燃料プールからの燃料取り出し工法を進めるために、燃料取り出し用構台設置及び燃料等を取り扱う燃料取扱設備や付帯設備の設置を行う。	
④	3号機原子炉格納容器取水設備設置工事	・Ⅱ 2.5 ・Ⅱ 2.49(新規) ・Ⅲ第1編 ・Ⅲ第2編	R2.12			【概要】 3号機原子炉建屋と廃棄物処理建屋へPCV水位低下設備(ポンプ、弁、配管)を設置し、サブプレッションチェンバ(S/C)の耐震性向上策として段階的なPCV水位低下を計画するもの。	
⑤	多核種除去設備スラリー安定化処理設備設置	・Ⅱ 2.16.5(新規) ・Ⅲ第1編 ・Ⅲ第2編 ・Ⅲ第3編2.1.3 ・Ⅲ第3編2.2	R2.12			【概要】 多核種除去設備(ALPS)及び増設多核種除去設備(増設ALPS)で発生したスラリー(HICで保管中)を安定化(脱水)処理するための設備を設置する。	
⑥	建屋滞留水の定義変更に伴う実施計画変更	Ⅲ第1編	R3.2			【概要】 床面以下に貯留する残水について一部管理方法の変更に伴う実施計画の変更。	
⑦	濃縮水タンク内濃縮廃液の移送	・Ⅱ 2.5 ・Ⅲ第3編2.2	R3.2			【概要】 濃縮水タンクに保管されている濃縮廃液を保管用の濃縮廃液貯槽に移送を行う。	
⑧	1号機原子炉建屋既存カバー解体	・Ⅱ 2.11	R3.2			【概要】 大型カバー設置にあたり、1号機原子炉建屋残存カバー架構の撤去を行うもの。 1号機原子炉建屋大型カバー設置の申請と併せて申請。	
⑨	1号機原子炉建屋大型カバー設置	・Ⅱ 2.11	R3.2			【概要】 1号機オペフロガレキ撤去および燃料プールからの燃料取り出しにあたり、1号機原子炉建屋を覆う大型カバーを設置する。	

現状の審査状況を踏まえた優先案件の整理

【重複箇所のある案件】

優先度:高



- Ⅲ章第1編、第2編の重複案件の流れ
- 放射性廃棄物等の管理
- 汚染水処理設備等の重複案件の流れ
- サブドレン他水処理設備の重複案件の流れ
- 放射性気体廃棄物等の管理の重複案件の流れ
- 目次、別冊集目次の重複案件の流れ

【重複箇所の無い案件】

No.1 2号機PCV内部調査について

No.15 3号機 燃料の取扱いに関する記載変更について

No.12 放射性固体廃棄物発生量の予測更新

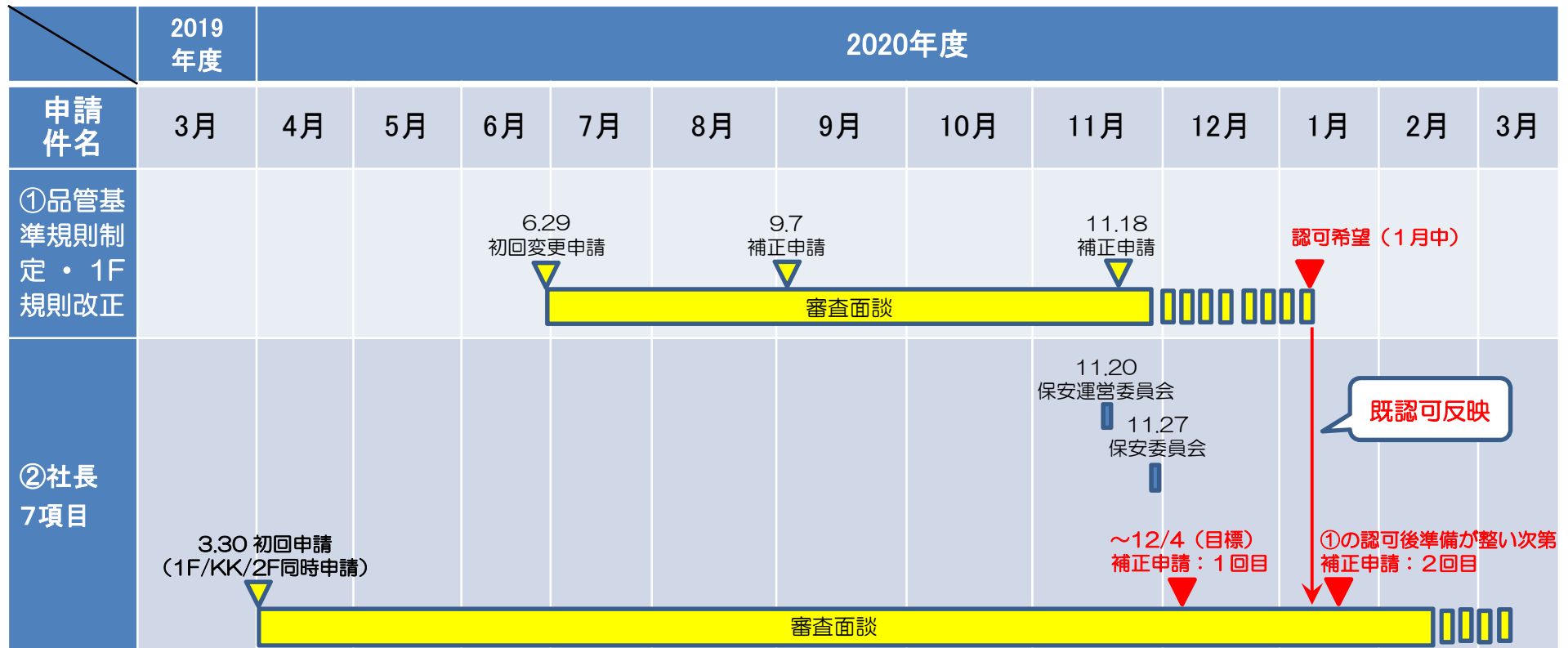
【実施計画一覧表】

I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価	1 全体工程	1.1	全体工程 1~4号機の工程
		1.2	5-6号機の工程
2 リスク評価		2.1	リスク評価の考え方
		2.2	特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価
II 特定原子力施設の設計、設備	1 設計、設備について考慮する事項	2.3	特定原子力施設における主なリスク
		2.4	特定原子力施設の今後のリスク低減対策
2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画		1.1	原子炉室の監視
		1.2	残留熱の除去
		1.3	原子炉格納施設雰囲気監視等
		1.4	不活性雰囲気維持
		1.5	燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理
		1.6	電源の確保
		1.7	電源喪失に対する設計上の考慮
		1.8	放射性固体廃棄物の処理・保管・管理
		1.9	放射性液体廃棄物の処理・保管・管理
		1.10	放射性気体廃棄物の処理・管理
		1.11	放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等
		1.12	作業量の概算・経量の管理等
		1.13	緊急対策
		1.14	設計上の考慮
		2.1	原子炉圧力容器・格納容器注水設備
		2.2	原子炉格納容器内窒素封入設備
		2.3	使用済燃料プール設備
		2.4	原子炉圧力容器・格納容器ボウ戻水注入設備
		2.5	汚染水処理設備等
		2.6	滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋
		2.7	電気系統設備
		2.8	原子炉格納容器ガス管理設備
		2.9	原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器
		2.10	放射性固体廃棄物等の管理施設
		2.11	使用済燃料プールからの燃料取り出し設備
		2.12	使用済燃料共用プール設備
		2.13	使用済燃料乾式キャスク仮保管設備
		2.14	監視室・制御室
		2.15	放射線管理関係設備等
		2.16.1	多核種除去設備
		2.16.2	増設多核種除去設備
		2.16.3	高性能多核種除去設備
		2.16.4	高性能多核種除去設備検証試験装置
		2.17	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(複固体廃棄物焼却設備)
		2.18	5-6号機に関する共通事項
		2.19	5-6号機 原子炉圧力容器
		2.20	5-6号機 原子炉格納施設
		2.21	5-6号機 制御棒及び制御棒駆動系
		2.22	5-6号機 残留熱除去系
		2.23	5-6号機 非常用炉心冷却系
		2.24	5-6号機 復水補給水系
		2.25	5-6号機 原子炉冷却材浄化系
		2.26	5-6号機 原子炉建屋常用換気系
		2.27	5-6号機 燃料プール冷却浄化系
		2.28	5-6号機 燃料取扱系及び燃料貯蔵設備
		2.29	5-6号機 非常用ガス処理系
		2.30	5-6号機 中央制御室換気系
		2.31	5-6号機 構内用輸送容器
		2.32	5-6号機 電源系統設備
		2.33	5-6号機 放射性液体廃棄物処理系
		2.34	5-6号機 計測制御設備
		2.35	サブドレン他水処理施設
		2.36	雨水処理設備等
		2.37	モバイル型ストロンチウム除去装置等
		2.38	RQ濃縮水処理設備
		2.39	第二モバイル型ストロンチウム除去装置等
		2.40	放水路浄化設備
		2.41	放射性物質分析・研究施設 第1棟
		2.42	大型機器除染設備
		2.43	油処理装置
		2.44	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(増設複固体廃棄物焼却設備)
		2.45	大型廃棄物保管庫

III 特定原子力施設の保安	第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)		1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置
	第2編(5号炉及び6号炉に係る保安措置)		5号炉及び6号炉に係る保安措置
第3編(保安に係る補足説明)	1 運転管理に係る補足説明	1.1	巡視点検の考え方
		1.2	火災への対応
		1.3	地震及び津波への対応
		1.4	豪雨・台風・竜巻への対応
		1.5	5-6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の運転管理について
		1.6	安全確保等の運転責任者について
		1.7	1~4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について
		1.8	地下水ドレンの運転管理について
		2	放射性廃棄物等の管理に係る補足説明
		2.1	放射性廃棄物等の管理
		2.2	線量評価
		3	放射線管理に係る補足説明
		3.1	放射線防護及び管理
		4	保守管理に係る補足説明
		4.1	保安計画策定の考え方
		4.2	5-6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の保守管理について
IV 特定核燃料物質の防護			特定核燃料物質の防護
V 燃料デブリの取出し・廃炉			燃料デブリの取出し・廃炉
VI 実施計画の実施に関する理解促進			実施計画の実施に関する理解促進
VII 実施計画に係る検査の受検			実施計画に係る検査の受検
別冊		1	
		2	
		3	
		4	
		5	
		6	
		7	
		8	
		9	
		12	
		13	
		14	
		15	
		16	
		17	
		18	
		19	
		20	
		21	
		22	
		23	
		24	

社長7項目に関する 今後の補正申請スケジュール

2020年11月26日
東京電力ホールディングス株式会社



(補足) KK/2F/HD：品管規則制定等に伴う保安規定変更は、社長7項目の変更よりも先行認可。

【社長7項目（表の②）の補正申請を2回に分ける経緯】

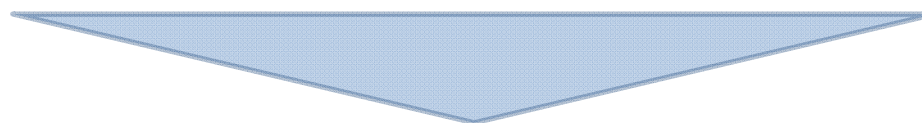
- ①の申請内容の中で、社長7項目の約束を担保している箇所有り。
- よって、まずは①の申請内容と重複していない社長7項目（基本姿勢）の内容（＝第2条 基本方針）のみ1回目で補正申請し、①が認可された後、準備が整い次第、第2条以外の条文に対して「①の既認可＋社長7項目に係わる内容」を、2回目で補正申請する事とする。
(なお当初は、①の変更申請が認可された後、②の補正申請を計画：次ページ参照)

【参考】実施計画の審査の進捗状況等に係る面談での説明状況

【10/21時点】

OKK側は、10/16に補正申請。

○1Fの補正時期は、『福島第一原子力発電所規則改正に伴う変更』の
認可反映を行い、申請する予定。



【11/11時点】

OKK側は、10/16に補正申請し、10/30認可。

○2F、東通は11/5に申請。

○1Fの補正時期は、12月中に申請する予定。